

1. 提言項目数の推移

	内 訳	第1回(平成16年度)	第2回(平成17年度)	第3回(平成18年度)	第4回(平成19年度)	第5回(平成20年度)	第6回(平成21年度)	第7回(平成22年度)	第8回(平成23年度)
提言件数	新規	11	8	5	5	5	3	1	2
	前期繰越し	—	6	8 ^注	0	0	0	0	1
	合計	11	14	13	5	5	3	1	3
対応状況	完了	5	6	13	5	5	3	0	3
	未完	6	8	0	0	0	0	1	0

【注】第3回の前期繰越し件数8件のうち4件は監査時点までに完了したが、追加提言をうけたものである。

2. 今回の新規提言事項と対応

対応内容については代表理事に報告し了承済みである。

提 言 事 項	対 応
<p>1. 「資金管理業務規程」「資金管理業務細則」の見直しと規程どおりの業務監査報告。 現状の「資金管理業務規程」「資金管理業務細則」には、既に取扱いが終了している継続検査時預託に係る規定が残されている等、現状の業務内容等と不整合の部分が下記の通り見受けられる。業務規程は「適正かつ明確に定められていること」(自り法94条2項)とされ、かつ、規程・細則に則った業務運営は財団に求められている法規性の原点でもある。規程・細則の見直しが望まれる。検討願う。</p> <p>A. 継続検査時預託に係る規定の削除</p> <p>B. 業務監査結果の監事及び理事会への報告</p>	<p>A. 継続検査時預託に係る規定の削除 資金管理業務規程における継続検査時等預託に係る規定は、自り法附則の規定に基づくものであり、規程第6条(2)・第11条(2)においても「平成17年2月1日からの3年間の時限的な措置」であることが明記されており、また、資金管理業務細則(同規程第38条に基づき定められたもの)における継続検査時等預託に係る規定は、同規程における当該規定を受けて定められたものです。よって、資金管理業務規程・資金管理業務細則における継続検査時等預託に係る規定の存在は自り法その他関連法令及び同規程に抵触するものではないことから、現状の業務内容と不整合はなく法規性は保たれていると判断します。 見直しについては、資金管理業務規程・資金管理業務細則の他の条文において当該規定を引用・参照していることから、条文変更案の作成、変更案の資金管理業務委員会審議・理事会議決、変更の主務大臣認可申請等その事務工数は多大なものとなる可能性があります。 以上のことから、当該規定の存在が現在の資金管理業務を適正かつ確実にを行うことに支障を及ぼしておらず、見直しの重要性・緊急性は低いと思われ、見直しは行わないことといたします。</p> <p>B. 業務監査結果の監事及び理事会への報告 平成23年度実施の業務監査の結果から監事及び理事会に報告します。</p>
<p>2. 業務マニュアルの見直し。 コンタクトセンターの委託事業者が平成23年10月より(株)テレマーケティングジャパンに変わったことを受け、関連する業務マニュアルを見直し中の由。業務マニュアル見直しに併せ、下記諸点についても見直しに含めることが望まれる。検討願う。</p> <p>A. コンタクトセンター(CC)、輸出返還事務センター(YC)より連絡される相談案件の管理方法の見直し(業務マニュアル5章、9章関連)</p> <p>B. 出荷情報・預託情報の修正案件管理方法の見直し(業務マニュアル4章関連)</p> <p>C. 規程と業務マニュアルの内容についての平仄合わせ(業務マニュアル8章関連)</p>	<p>A. コンタクトセンター(CC)、輸出返還事務センター(YC)より連絡される相談案件の管理方法の見直し CC・YCなどのコンタクトセンター相談(エスカレーション)案件に対しては、迅速な対応に努め、その進捗管理を委託事業者作成の管理表にて行い、対応もれ等が生じてないことを確認しています。ご提言については、個別管理された預託実務・輸出返還実務等に係るエスカレーション案件への対応状況を、更に記載相違等で起因するリスクの低減を図る観点で管理監督者が過去事案との比較検証ができるように、H24年3月末までに案件の一覧管理の運用を整備します。</p> <p>B. 出荷情報・預託情報の修正案件管理方法の見直し 自動車メーカー等からの個別案件については、案件毎にファイル管理を行っているものの、その進捗管理には相当の工数を要しています。更に効率的に、且つ的確に管理を行う観点で管理監督者が確認できるように、H24年3月末までに案件の一覧管理の運用を整備します。</p> <p>C. 規程と業務マニュアルの内容についての平仄合わせ 業務品質の維持および効率化を図る観点で毎年1度以上の頻度で業務マニュアルの定期点検を行っています。次回、H24年8月に行う定期点検では、ご提言の趣旨に沿って業務規程に基づいて業務マニュアルの内容を確認し、併せて平仄合わせも行うこととしています。</p>
<p>3. 前期繰越し項目 平成21年度に行った輸出返還事務センター次期委託事業者選定について本財団監査室が監査し、手続き全般について透明性・公平性に問題なく、懸念される点がないことを確認した。併せて、次回の入札機会に備え、より有利な提案・価格提示を受ける観点から、今回の事業者選定における検討課題を整理しておくことが望まれる。</p>	<p>以下の内容は平成23年6月14日開催の第42回資金管理業務諮問委員会に報告済みです。</p> <p>以下のとおり、次回の事業者選定手続きをより良くするために課題を整理したので報告する</p> <p>A. コンサルタントの活用方法について 今回の事業者選定にあたり、特定の事業者や既存の事業者が有利になるような仕様・手続き等を排除し公平かつ客観的な入札仕様書等を作成するため、本業務の専門的な知見を持つ外部コンサルタントの支援を受けつつ、公平性・透明性が図られた事業者選定を行なうことができた。なお、次回の事業者選定にあたっては、外部コンサルタントによる支援の要否および支援が必要な場合には支援を受ける項目を予め検討のうえ整理する等の対応を検討する</p> <p>B. 落札事業者との契約について 次回の事業者選定にあたっては、事業者選定後の契約手続きの効率化のため、業務・価格等の主たる項目以外の契約条件についても予め検討のうえ明示する等の対応を検討する。</p>